## J A M 政策NEWS

2005年1月5日 第2005-38号

 【発
 行】J
 A
 M

 【発行責任者】大
 山
 勝
 也

 【編
 集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL: syakai@jam-union.or.jp

## 労働安全衛生法の改正審議、最終報告書を確認

2004 年 9 月から厚生労働省の労働政策審議会・安全衛生分科会で審議してきた労働安全衛生法の改正に係る検討報告書が 1 2 月 2 7 日、全員一致で確認されました。

これを受けて、2005年1月には改正案の諮問、 2月に大臣への答申、3月に法案を国会提出、 5月以降に国会審議が行われる予定となってい ます。

連合は、今後の対策として、関連して国会に 上程される時短促進法と労災保険法の改正案と も調整をしながら、職場からの要望などを運動 にして、本年1月から法案が成立するまで全国 的な活動を企画し実施していく予定です。

本報告書で示された新たな安全衛生対策の姿は、EU諸国や米国で行われている労使の自主的な対策活動等も習い、主に下記のような内容となっています。

施行は2006年の予定ですが、これに向けて政府は具体的な施策づくりと準備作業を行います。これにあたって連合は、労使の自主的な活動を支える安全衛生法上の労働者の権利の具体化とILO条約の批准促進、中小事業場への支援事業の強化、労働者と事業者への解りやすい導入教育の実施などを求めていくとしています。

業務請負等のアウトソーシングの増大、合併・分社化の進行、就業形態の多様化などに対して、 安全衛生管理者などの派遣、元方との連絡調整、危険情報などの提供を義務づけること、 労働安全衛生マネジメントシステムとリスクアセスメントの導入を促進すること。

メーカーとユーザー間の合意を図り、機械の安全基準を高めること。

トップによる安全衛生方針の表明とその実現のための計画、実行、評価、見直しを行い、安全衛生委員会を活性化すること。

安全管理者や職長、産業医などの教育を充実させること。

過重労働とメンタルへスルの予防対策として、月100時間を超えて残業を行った労働者等の医師による面接指導の義務化とメンタルヘルスの教育、相談、外部機関の活用な どの新たな指針の作成による支援体制づくり。

有害職場の特殊健康診断結果の本人通知の義務づけ。

各種の免許や資格制度を見直し取りやすくすること。





今年もよろしくお願いします。